

18川情個第 97 号  
平成18年11月21日

川崎市教育委員会  
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成17年7月25日付け17川教庶第497号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

**【事務局】**

総務局情報管理部行政情報課  
情報公開担当  
電話 200 - 2107

## 1 審査会の結論

異議申立人の公文書開示請求に対して実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）のした部分開示処分は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成17年5月13日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「別紙公文書が作成されるまでの公文書の全て（回議書含む）」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。本件請求には、別紙公文書として、請求者からの教育委員長・教育委員・教育長あての公開質問書について、個々からの回答を控える旨の実施機関を発信元とする通知文が添付されていた。

実施機関は、平成17年5月27日付けで、本件請求の対象公文書を「教育委員会あて公開質問書（平成17年4月25日受付）の回答について（伺い）」（回議書）と特定し、当該文書中の公開質問状提出者の氏名、住所、FAX番号については、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であるとして、それらを除いて部分開示処分を行った。

異議申立人は、平成17年5月31日付けで、すべて開示するとの処分を求めるとして異議申立てを行った（当審査会諮問第157号）。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び平成18年6月20日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。

実施機関の閲覧請求に対する処分のうち、「承諾」とする文言の処分については、不承諾を意味する処分である（被告川崎市教育委員会・被告川崎市長阿部孝夫提出の横浜地方裁判所の書面で明白である）。

また、不承諾処分であるならば、その理由を付記した不承諾処分通知書を作成して通知する義務を課しているが、実施機関はその義務を怠っている。

実施機関の処分通知書からは閲覧請求権に対する処分内容が明らかでないから、処分内容の理解は不可能である。公開の原則に基づき「全て開示するとの処分」を求める。閲覧時に処分理由を説明できる者が立会って説明しないので機械的に異議申立てをせざるを得ない。

## 4 実施機関の主張要旨

平成18年3月29日付け処分理由説明書及び同年7月18日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

教育委員会事務局では、平成17年4月22日付けで川崎市教育委員会教育委員長及び各教育委員あてに提出された公開質問書を受理した後、4月26日に開催された教育委員会定例会終了後の協議会において教育委員に対し報告を行い、教育委員が協議した結果、

教育委員会は合議制の機関のため個々からの回答は控えることを決定した。その後、本件請求の対象とされる回議書を作成し、5月11日付けで公開質問書提出者に通知した。

本件請求の対象とされる公文書のうち、公開質問書提出者の氏名・住所・FAX番号は、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できる情報で、個人のプライバシーに属する情報が明らかになるおそれがあることから不開示としたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 異議申立理由に挙げられた横浜地方裁判所に係る裁判について

異議申立人の異議申立理由に挙げられた横浜地方裁判所に係る裁判は、川崎市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対して、実施機関が一部黒塗りにしたうえで「全部承諾」処分を行った事案に関するものである。同条例による開示請求の対象は、「本人の個人情報の記録」(平成13年改正前の同条例第13条第1項)とされており、実施機関は、同条例の解釈として、請求に係る個人情報が記載された公文書に「本人の個人情報の記録」に当たらない箇所があるとして当該部分を黒塗りにした場合でも、「本人の個人情報の記録」に当たると判断した箇所についてはすべて開示する場合には、請求の全部を承諾する旨の決定を通知することとしていた。そこで、上述の裁判では、同条例による開示請求の範囲が主要な争点の一つとなっていた。すなわち、個人情報の開示請求であるということの性質上、その範囲は該当公文書のうち請求者本人の個人情報を記録した部分に限られるのであって、実施機関が本人の個人情報であると判断した箇所をすべて開示する場合は全部承諾の決定としてよいのか、それとも開示請求の範囲は請求者本人の個人情報を記録した公文書全体に及び、実施機関が本人の個人情報でないと黒塗りにした箇所がある場合には一部承諾(一部拒否)の決定としなければならないかが問題になったものであった。

これに対して、本件は公文書開示請求に関する事案であって、しかも「部分開示」(一部承諾)処分がされているものである。情報公開条例による開示請求の対象は、当該実施機関の管理する「公文書」であり(条例第6条)実施機関は、請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない(条例第8条)。また、請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、その部分を容易に区分できるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない(条例第9条第1項)。したがって、請求に対する一部承諾の決定には、不開示情報に当たる部分を黒塗りにする一部拒否の趣旨が含まれるのに対して、全部承諾の決定は、実施機関が請求に係る文書として特定した公文書についてその記載内容の全部を開示する旨の判断を示すものであって、当該公文書に黒塗りにした箇所は存在しないことを意味する。

以上のとおり、異議申立人が挙げる実施機関が裁判所に提出したとされる書面と本件とでは、前提となっている制度が異なり、請求に対する「全部承諾」、「一部承諾」の意味も同一ではないから、異議申立人が当該書面を引用して述べる部分は、本件の事案に

は妥当しない筋の違う主張であるというほかない。

(2) 請求対象公文書について

異議申立人が開示を請求している対象は、「別紙公文書が作成されるまでの公文書のすべて(回議書含む)」であるところ、ここにいう「別紙公文書」は、公開質問書に対して回答を控える旨が記載された実施機関を発信元とする平成17年5月11日付けの通知文である。実施機関が本件対象公文書として特定したのは、「教育委員会あて公開質問書(平成17年4月25日受付)の回答について(伺い)」を件名とする回議書(17川教庶第159号)であり、同回議書には件名欄に「教育委員会あて公開質問書」との記載がされているが、当該公開質問書は教育委員長、各教育委員、教育長を名宛人として各人に回答を求める体裁のものである。

実施機関は、当該公開質問書が、教育委員会ではなく各教育委員を名宛人とするものであったことから、平成17年4月26日に開催された教育委員会定例会終了後に会議を協議会に切り替え、この協議会において当該公開質問書が提出された旨を教育委員に対して報告するとともに、教育委員の協議により、教育委員会は合議制の機関であるため個々の委員からの回答は控えることが決定されたこと、これをうけて、本件公文書である回議書が作成されたこと、上記の協議会は非公式に開催されたものであるため会議録は作成されていないことを主張している。

当該公開質問書の趣旨・内容に照らして、実施機関の主張に格別不合理な点はなく、本件回議書以外に、請求対象公文書に該当する文書は存在しないものと認められる。

(3) 本件部分開示処分の妥当性について

不開示とされた公開質問書提出者の氏名、住所、FAX番号は、条例第8条第1号に定める個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、これらの記載部分を不開示とした本件処分は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委員	青柳幸一
委員	安達和志
委員	小坏淳子
委員	杉原麗